

業務の適正を確保するための体制等の整備 (内部統制システム構築の基本方針)

平成 18 年 5 月 26 日制定

平成 29 年 10 月 1 日改訂

令和 4 年 4 月 22 日改訂

2024 年 9 月 6 日改定

デジタルアセット証券株式会社（以下「当社」という。）の取締役会は、当社における業務の適正を確保するための体制等の整備（内部統制システム構築の基本方針）を次のとおり定める。

1. 業務運営の基本方針

当社は、経営の透明性向上と社会規範、法令および定款遵守の経営に徹するため、企業統治（コーポレート・ガバナンス）の一層の充実を図り、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを経営の重要課題と位置づける。また、顧客・株主・従業員・地域社会等全ての利害関係者を念頭におき、全役職員が常に高い倫理観を持ち、誠実・公正に業務を行うことを業務運営の基本方針とする。

2. 業務の適正を確保するための体制

(1) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、取締役会において、当社のコンプライアンスに関する総括責任者として日本証券業協会の定める内部管理統括責任者を任命する。内部管理統括責任者は管理部門、営業部門の責任者を指導し、役職員の職務の執行が適正に行われる体制を構築する。取締役は、取締役会を通じて職務の執行状況を監督する。

(2) 内部監査体制

内部監査室は「社内監査規程」に基づき、役職員の職務の執行状況に関して定期的または随時に内部監査を行い、法令および定款への適合性を確認する。

(3) 公益通報者保護制度

役職員に法令違反の疑義のある行為を発見した場合における、社内および社外に設置した相談窓口や通報窓口の利用ならびに通報者の保護等については、「公益通報者保護規程」に定める。

(4) 反社会的勢力の排除

業務の適正な運営を確保するために、反社会的勢力の排除に注力しなければならない。当社は、日本証券業協会の定めるガイドラインに沿って「反社会的勢力排除規程」を定め、反社会的勢力による取引を未然に防止するとともに、該当する取引等を発見したときは速やかに解約する体制を整備する。

(5) 情報の保存および管理

当社は、法令および社内規程に基づき文書保存管理の所管部署および保存年限を定める。取締役会その他の重要な会議の議事録については関連資料とともに保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うために、「リスク管理規程」および「リスク管理委員会規則」を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。

リスク管理委員会は、各種リスクの状況について審議し、必要により取締役会への報告を行うほか、取締役会から委任されたリスク管理に関する重要事項の決議を行う。

不測の事態が発生した場合には、迅速に対応し損害の拡大を抑えるため、「事業継続体制の整備に関する規程」に定めるところに従って事業継続計画（BCP）を策定し、危機管理組織を設置する体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、業務に係る各種の情報やデータについて日々役職員が共有する体制の整備に努め、取締役の効率的な職務の執行を図る。

業務の運営については規程やマニュアルの整備、見直しに努める。

取締役会は中期経営計画および各年度の計画を承認し、各部門における目標管理の状況を把握して効率的な職務の執行に努める。

5. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。使用人の任命、異動は監査役と協議の上で決定することとし、監査役が指定する補助すべき期間中は、任命された使用人への指揮権は監査役に移譲され、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

当該期間中の使用人の評価は監査役が行うこととし、監査役の指示の実効性を確保

する。

(2) 監査役への報告

監査役は、「取締役会規程」および「監査役監査基準」に基づいて、取締役会その他の重要な意思決定会議に出席し、役職員から報告を受け、必要に応じて説明を求めるほか、重要な決議書類等を閲覧し、取締役の職務の執行を監査する。

監査役に報告をした役職員については、当該報告を理由とした不利な取り扱いを受けることがないよう社内規程に定める。

(3) 監査役の監査費用の取り扱い

監査役の職務の執行について生ずる費用については前払いを原則とし、通例でない費用については取締役社長の承認を得て支払う。

(4) その他監査役の監査の実効性を確保する体制

監査役は、取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行うほか、内部監査部門と情報交換に努め、会計監査人と適宜面談を持ち、協議を重ねるなど、関係者と連携して監査の実効性を確保する。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに監査役への報告の体制

当社子会社は少額かつ定型の業務のみ受託していることから、重要性の観点に鑑み、企業集団に係る体制の整備等に関する取締役会の決議は不要とする。

以上